

事業者の帰責事由による契約解除の際の違約金等について

【供用開始前（施設引渡し前）の解除】

○違約金超過額についての損害賠償請求権を定めていない（すなわち、違約金の額が損害賠償額の予定となる。）事業契約書には、以下のような例がある。

- ・ 千葉市新港学校給食センター整備事業（千葉市）
- ・ 西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業（埼玉県・川越市）

○違約金の額を施設整備費の10%相当額と定めた上で、さらに、管理者等の実損害額が違約金の額を超える場合は、その超過額を損害賠償請求できる旨を定めている事業契約書には、以下のような例がある。

- ・ 公立学校耐震化PFIマニュアル（文部科学省）
- ・ PFI事業における事業契約書例（国土交通省）
- ※「10%相当額」のところは空欄となっている（事業毎に設定）。
- ・ 公務員宿舎朝霞住宅(仮称)整備事業（財務省関東財務局）
- ・ 東京税関大井出張所(仮称)整備等事業（国土交通省関東地方整備局）
- ・ 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業（国土交通省関東地方整備局）
- ・ 島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業（法務省）
- ・ (仮称)仙台市新野村学校給食センター整備事業（仙台市）
- ・ 川井浄水場再整備事業（横浜市）

【供用開始後（施設引渡し後）の解除】

○違約金の額は、事業契約書毎に異なっている。

①維持管理運営に係るサービス対価の「残額」の一定割合

- ・ PFI事業における事業契約書例（国土交通省）
- ・ 東京税関大井出張所(仮称)整備等事業（国土交通省関東地方整備局）
- ・ 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業（国土交通省関東地方整備局）
- ・ (仮称)仙台市新野村学校給食センター整備事業（仙台市）
- ・ 川井浄水場再整備事業（横浜市）

②維持管理運営に係るサービス対価の「総額」の一定割合

- ・ 公務員宿舎朝霞住宅(仮称)整備事業（財務省関東財務局）

③維持管理運営に係るサービス対価の「1年分」の一定割合

- ・ 公立学校耐震化PFIマニュアル（文部科学省）
- ・ 西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業（埼玉県・川越市）

④その他

- ・島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業（法務省）

※解除時点における融資金融機関の貸付残高の3%相当額

- ・千葉市新港学校給食センター整備事業（千葉市）

※以下の計算式により算出される額の9分の1を超える額

$$\left(\text{「本件施設」の「初期投資費用」} \times \frac{\text{「運営期間」中の暦日の残存日数の合計}}{\text{「運営期間」中の暦日の日数の合計}} \right) \times 0.9$$

○「千葉市新港学校給食センター整備事業」（千葉市）については、違約金超過額についての損害賠償請求が定めていない（すなわち、違約金の額が損害賠償額の予定となる。）。

○上の違約金の額を定めている10事業のうち「千葉市新港学校給食センター整備事業」（千葉市）以外の9事業については、違約金超過額についての損害賠償請求権について規定している。

例：東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 事業契約書(案)（抜粋）

（違約金等）

第84条 第76条各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に従い、当該各号に定める額を違約金として国の指定する期限までに支払わなければならない。

一 対象施設等の引渡し前に解除された場合

施設費のうち的设计費及び工事費の総額の10パーセントに相当する額

二 対象施設等の引渡し後に解除された場合

維持管理費の残額の10パーセントに相当する額

三 各大規模補修工事中に解除された場合

二に加え、各大規模補修工事費の総額の10パーセントに相当する額

2 前項第一号及び第三号の場合において、国は、履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができるものとする。

3 第1項の場合において、事業者は、解除に起因して国が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を国の請求に基づき、支払わなければならない。

4 第78条の規定により本契約が解除された場合、事業者は、国に対して、当該終了により被った損害の賠償を請求することができるものとする。

※第76条 : 事業者の事由による解除

※第78条 : 国の事由による解除

契約に関するガイドライン（抜粋）

5-5 違約金

3. 違約金の支払い額

（施設の完工前）

- ・施設完工前の選定事業者の帰責事由による解除時に、選定事業者が管理者等に支払う違約金の額の設定については、標準約款第47条第2項の規定における〔注〕を参考として、建設工事費相当の対価の額の100分の10（場合によっては100分の20）に相当する額とする考え方などがある。

（施設の完工後）

- ・施設完工後の選定事業者の帰責事由による解除時に、選定事業者が管理者等に支払う違約金の額については以下に示す例などがある。
 - 1) 選定事業者が負担した建設工事費のうち残額及びこれにかかる支払利息相当の合計額のうち100分の10（場合によっては100分の20）に相当する額等、建設工事費のうち残額の一定割合を違約金とする考え方。
 - 2) 残存契約期間に対応する維持・管理費及び運営費の相当の対価の100分の10（場合によっては100分の20）に相当する額、解除された事業年度1年間分の維持・管理費及び運営費相当の対価の100分の10（場合によっては100分の20）に相当する額等、選定事業者に支払われる予定であった維持・管理費及び運営費の一定割合を違約金とする考え方。
- ・違約金の額の設定にあたっては、①選定事業の内容等により解除によって管理者等が被る損害額の見込み額が異なること、②額が過小な場合には選定事業者に対する事業継続への経済的動機付けが小さくなる一方、額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある。
- ・また、違約金の額の設定について、解除時の残存契約期間に応じて設定するという考え方においては、上記2)前段のように残存契約期間に応じて違約金の額を低減させる場合、契約期間の初期の段階により高い違約金の額が設定されるため、一般に利益を生みにくい初期の段階に選定事業者に対して契約上の義務の履行に相対的に強い経済的動機付けを与えることができる一方、融資金融機関等による融資の範囲を狭める可能性があることに留意が必要である。

4. 違約金と損害賠償額との関係

- ・違約金と損害賠償額との関係について規定される。違約金が損害賠償額の予定ではない旨が契約書上明確にされない場合、違約金は損害賠償額の予定であると推定され（民法第420条第3項）、裁判所は違約金以上の金額を管理者等が被った損害額として認定することはない（同条1項）。したがって、この場合における法的効果は、管理者等が被った実損害額が違約金の額を超えたことを挙証しても裁判所がその超過額を損害として認定することはないが、逆に、損害の発生及びその額を証

明せずに予定賠償額を請求することができるので、管理者等は損害賠償請求の困難を排除することができることである。また、場合によっては多額になりうる賠償を限定することは、選定事業者のリスク計算を容易にし、これが、選定事業者の事業に要する費用に影響を与え、ひいては契約価格にも影響を与える可能性がある点に留意が必要である。

- ・ もつとも、違約金を損害賠償額の予定としない旨をPFI事業契約書上明確にしたうえで、管理者等が被った実損害額が違約金の額を超える場合、管理者等は、別途超過額について選定事業者に追徴することができる旨の規定を置くこともできる。

(関連：5-4解除の効力)

公共工事標準請負契約約款（抜粋）

（甲の解除権）

第四十七条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- 三 第十条第一項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第四十九条第一項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の一〇分の〇に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

注 〇の部分には、たとえば、一と記入する。

3 前項の場合において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

注 第三項は、第四条（A）を使用する場合に使用する。

注）「公共工事標準請負契約約款の解説」では、この条項に関して以下のように解説されている。

6 違約金

第2項は、第1項の規定により契約が解除された場合における請負者の違約金支払義務を規定したものである。法定解除あるいは約定解除の場合には、民法第545条第3項において、損害賠償の請求も行えることを規定しており、本項は、これを踏まえて、請負代金額の一定割合（例えば、1/10）の違約金の支払いを特約している。この違約金の定めは、民法第420条第3項の規定を待つまでもなく、損害賠償額の予定である。損害賠償額の予定とは、損害の有無、損害賠償額の算定が容易でないことから、債務不履行があれば、債務者の過失の有無、実損害の額を問わずに債務者に予定の賠償額を支払わせることである。したがって、仮に実損害が違約金の額より大きくても、発注者は、違約金を超える額を請求することはできない。

注）民法第420条

（賠償額の予定）

第四百二十条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。

- 2 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。
- 3 違約金は、賠償額の予定と推定する。

P F I 事業契約の条項例（案）（抜粋）

（管理者等の解除権）

第五十一条 管理者等は、選定事業者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

一 管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、設計又は建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は建設工事に着手しないとき。

二 （A）管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、選定事業者の責に帰すべき事由により P F I 施設の引渡しが行われないうち又は引渡予定日経過後相当の期間内に P F I 施設を引き渡す見込みが明らかでないとき認められるとき。

（B）管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、選定事業者の責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

三 維持管理・運営業務について業務要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であって、別に定めるところにより管理者等がこの契約を解除する権利を取得するに至ったとき。

四 その破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の開始その他これらに類似する倒産手続の開始を取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。

五 この事業の遂行を放棄し、当該状態が〇日以上継続したとき。

六 第三十五条第一項の業務日誌又は同条第二項の業務報告書に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき。

七 第五十三条又は第五十四条第三項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、この契約上の義務に違反し、かつ、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、選定事業者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として管理者等の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第二十九条第五項に規定する完工確認書の交付前に解除された場合

施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む金〇円）の10分の〇に相当する額

二 第二十九条第五項に規定する完工確認書の交付後に解除された場合

維持管理・運営に係るサービス対価のうち残存期間に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む金〇円）の10分の〇に相当する額

(注1) 第一項第二号の(A)はBTO方式の事業、(B)はBOT方式の事業を前提としている。なお、運營業務の開始予定日が重視される事業では、これらに代えて、「管理者等が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、選定事業者の責に帰すべき事由により運営開始予定日に運営が開始されないとき又は運営開始予定日経過後相当の期間内に運営が開始される見込みが明らかでないとき」とすることも考えられる。

(注2) 第一項第三号の「別に定めるところ」では、モニタリングにおける減額措置や支払留保措置を講じつつ、選定事業者の義務違反の程度に応じ、改善計画書の提出、是正期間の設定等を行うことが考えられる。

(注3) 第二項第二号については、建設工事費残額の一定割合、解除された事業年度1年分の維持管理・運営費に係るサービス対価の一定割合又は維持管理・運営費に係るサービス対価総額の一定割合とすることも考えられる。事業内容及び建設工事費、維持管理・運営費等のサービス対価の額に応じて判断する必要がある。

(注4) 次の規定を第三項として設けることも考えられる。

3 選定事業者は、第一項に基づく解除により管理者等が受けた損害額が前項の違約金の額を上回るときは、その差額を管理者等の請求に基づき支払わなければならない。